

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

平成28年1月4日

支出負担行為担当官
東京法務局長 加藤 朋寛

1 見積依頼に付する事項

- (1) 件名 東京法務局訟務部自動車借入
- (2) 仕様等 詳細は仕様書のとおり
- (3) 納車場所 詳細は仕様書のとおり
- (4) 契約期間 平成28年2月1日（月）から同年3月31日（木）まで

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成25・26・27年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、営業品目「賃貸借」において、D等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、競争参加資格を有しない者でも、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合もある。
なお、本競争について、一の会社（法人）からは一の参加しか認めない。
- (3) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。
なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- 3 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号
九段第2合同庁舎6階 東京法務局総務部会計課用度係 (担当：橋本)
電話03-5213-1259 (直通) FAX03-5213-1377
- 4 説明書等の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 平成28年1月4日(月)から同月18日(月)まで
午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までの間は除く)
 - (2) 配布場所 上記3及びホームページ上に掲載
- 5 見積書等の提出方法、提出期限及び提出場所
 - (1) 提出書類 見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
なお、本件仕様書の仕様を満たす乗用自動車の提案も可とする。
 - ア 履行証明書(仕様書の仕様(車名、車台番号、型式)を満たすことが確認できるカタログ等を併せて添付すること。また、カタログ等には、マーカーペン等を使用し、提案する乗用自動車に関する車名、車台番号及び型式を明確にしておくこと。)
 - イ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し
 - ウ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証する「誓約書(役員等名簿添付)」
 - エ 見積書
 - (2) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。
 - (3) 提出期限 平成28年1月18日(月)午後5時00分まで
 - (4) 提出場所 上記3のとおり
- 6 見積合わせの日時
平成28年1月20日(水)午前10時00分(非公開)
- 7 見積書の記載金額
見積書に記載する金額は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。
- 8 契約の相手方の決定方法
本公示に示した物品を納入することができるのと支出負担行為担当官が判断した見積者であって、予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- 9 契約保証金の納付
免除
- 10 その他
 - (1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
 - (2) 契約の相手方は請書の作成を要する。
 - (3) 本公示に示した見積合わせ参加資格のない者のした見積り及び見積合わせに関する条件に違反した見積りは無効とする。
 - (4) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。
 - (5) 詳細は東京法務局オープンカウンター方式実施要領及び見積依頼説明書による。

以上